

【1998 年度日本選挙学会】（於：学習院大学）
分科会 H 制度部会「投票率向上方策について」

1998 年 5 月 17 日

投票制度が投票率に与える影響

湯浅 壘道（慶應義塾大学大学院）

1.はじめに

周知のように、近年のわが国における各種選挙の投票率は、低落の一途をたどっている。有権者が候補者を選択して投票する理由は多様であるが（小林 1997:1, 三宅 1989）、有権者の棄権の理由も同様に多様であると考えられる（蒲島 1998）。しかし、選挙は民主主義国家において国民が自己の政治的意思を公的に表明する機会であり、国民が「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」¹する建前である代表民主政においては代表者の選出という重要な役割を果たしている。また、近時の民主化の潮流において、選挙の実施は民主化のメルクマールとしても機能している。その意味で、投票率の低落は民主主義の危機を招来するといえよう。

投票率の低落に対しては各方面で危機意識が抱かれているところであるが、1997 年 1 月に自治省内に「投票環境の向上方策に関する調査研究会」と称する研究会が設置され、平日投票の導入、不在者投票の要件の緩和、投票時刻の繰り下げ等の投票制度の改正を通じた対策が検討された（笠置 1998:1）。その結果、不在者投票要件の緩和および投票時間の繰り下げを骨子とし、これに選挙管理執行事務の簡素合理化の観点からの見直しも加えた公職選挙法改正案（いわゆる「投票環境向上策」）²が第 151 国会に提出され、参議院先議で成立した³。

このうち、不在者投票の要件の緩和⁴、不在者投票時間の延長⁵および投票時間の延長（2 時間延長し、午前 7 時から午後 8 時までとする）は、有権者が投票しやすい環境を整えることを目的として実施されるものである。特に投票時間の延長は、ライフスタイルの変化、余暇活動の多様化、休日に勤務する勤労者の増加などの事情にかんがみ、投票時間を原則

¹ 日本国憲法前文。

² 公職選挙法の一部を改正する法律。平成 9 年法律第 127 号。第 141 回国会において平成 9 年 12 月 12 日に成立、同月 19 日公布。

³ その骨子は、①選挙人名簿に関する事項として、定時登録の回数の増加（公職選挙法 19 条、22 条、23 条）・選挙人名簿の電算化（法 19 条、20 条、27 条、44 条、274 条）、②投票に関する事項として、投票立会人の定足数の 1 人減（法 38 条）・投票時間の延長（法 40 条）・幼児同伴投票を明文で認めること（58 条）、③不在者投票に関する事項として、不在者投票事由の要件の緩和（法 49 条）・不在者投票時間の延長（法 270 条の 2）・不在者投票記載場所における氏名等の掲示（法 175 条）からなる。

⁴ 従来、選挙人が不在者投票事由に該当するかどうか、当日投票できないかどうかを確認するため口頭や書面で事情を聴取していたが、一般的に選挙の当日に投票することができない蓋然性の高い事由を不在者投票事由として列挙し、当該事由に該当すると見込まれる者は不在者投票ができることとされた。不在者投票事由の要件の緩和については、笠置 1998:1, 8-10 参照。

⁵ 午前 8 時 30 分から午後 5 時までとされていたが（旧公職選挙法 270 条）、午後 8 時までとした（法 270 条の 2 第 1 項）。

として2時間延長して午後8時までとするもので⁶、選挙管理執行関係者からは投票率の向上が期待されているところである（笠置 1998:2）。

しかし、わが国の選挙は、農業委員会委員選挙など一部の地方選挙を除いて公職選挙法の適用を受けるため、全国的に画一的な投票制度のもとで選挙が施行されてきた。このため、投票制度の相違が投票率に与える影響を分析するデータに乏しく、このような投票制度の改正が投票率に対して実際に影響を与えるのかどうかは未知数に近い状態である⁷。

そこで、わが国と比べて多様な選挙制度・投票制度が施行されているアメリカ合衆国の事例を紹介・検討して、投票制度と投票率との関係を分析してみたい。

2. アメリカの投票制度の特色と概要

2.1. 連邦と州

連邦制国家であるアメリカでは、選挙権の付与、選挙制度の策定、選挙の執行といった選挙・投票制度にかんする事項は基本的に州の権限に属する（高橋 1993）。しかし、連邦政府は州に対して合衆国憲法・連邦法上の規制権限を有している。この規制権限が州や地方の選挙に対しても及ぶのかどうかについては争いがあったが、合衆国最高裁は連邦の規制権限を支持している⁸。

表1 選挙で選ばれる公職者（1992年現在）

Federal	535	連邦公職者の選挙は、上院議員選挙、下院議員選挙にかぎられるが（この他に大統領選挙人選挙があり、大統領の直接選挙ではないが事実上それに代わる機能を果たす）、州公職者の選挙の種類は多く、州知事、副知事、州議会議員といった行政府、立法府をはじめとして、司法・行政・立法の3部門につき相当数の公職者が選挙で選ばれている。このほか、郡 (county)、学区 (school district) など地方自治体の主要公職者も選挙で選ばれることが多く、選挙で選ばれる公職者の数は、アメリカ全体
State governments	18828	
Local governments	493830	
County	58818	
Subcounty	262489	
Municipal	135531	
Town or township	126958	
School district	88434	
Special district	84089	
Total	513200	

Source: Bureau of the Census, Dept. of Commerce, *Popularly Elected Officials 1992*, DC: United States Department of Commerce, 1995.

⁶ 公職選挙法 40 条 1 項。

⁷ このうち投票時間の延長については、過去 2 回（昭和 38 年衆議院議員総選挙、昭和 49 年参議院議員総選挙）、臨時特例措置として実施されたことがあり、若干の投票率向上効果があったとされる。

⁸ *Oregon v. Mitchell*, 400 U.S. 112 (1970). 州裁判所、カウンティ裁判所の裁判官選挙についても連邦の規制に服する。*Chisom v. Roemer*, 501 U.S. 380 (1991). しかし近時、連邦最高裁は州に対する連邦の規制権限を再考し、これを限定的に解する判決を下すようになってきている。*E. g., United States v. Lopez*, -- U.S. --, 115 S. Ct. 1624 (1995).

で 50 万人をこえている（1992 年現在）。このような選挙の種類・選挙で選出される公職者の数の多さが、アメリカの選挙の特色の一つである。

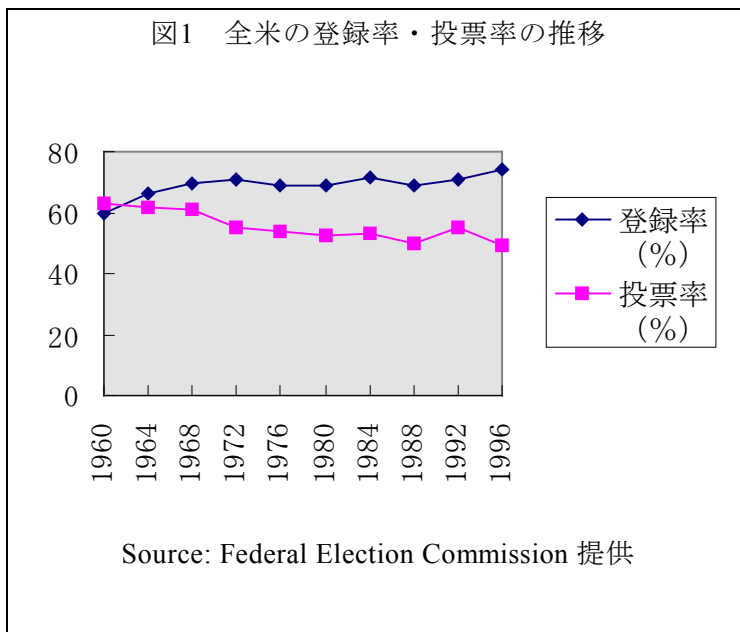
2.2.登録制度

アメリカには、人の出生から死亡までの重要な身分関係変動を記録するわが国の戸籍に相当するものが存在せず、身分登録編製の原理となっているのは、出生、婚姻、離婚、死亡などを別々に登録する事件別編製である⁹。また、徴税、徴兵、運転免許証、選挙等の事務処理にかんしては、それぞれ本人から自己の身分と資格を証明する資料等を提出させて、本人に登録・申告させるのが普通である。

このため、有権者が選挙に参加するには、有権者登録制度を実施していないノースダコタ州¹⁰を除き、事前に州の所定の機関に有権者登録(voter registration)を行う必要がある。

ところが、南部諸州では有権者登録制度を悪用して、登録に際して人頭税・読み書き試験を課したり、登録行政を恣意的に運用したりして、黒人の政治参加を阻んでいた(大沢 1992, Davidson and Grofman 1994, Grofman, Handley and Niemi 1992, Swein 1995)。このため、肌の色に基づく投票権差別を明文で禁ずる合衆国憲法修正 15 条の規定にもかかわらず、南部諸州では南北戦争後の復興期の一時期を除き、1960 年代まで黒人は実質的に参政権を保障されていなかった。その後公民権運動の高まりの中で、1965 年に連邦法である投票権法 (Voting Rights Act of 1965)¹¹が制定され、選挙における差別を禁じると共に、連邦政府が州に介入して差別的選挙行政を撤廃することとした。また、人頭税は、合衆国憲法修正 24 条により禁じられた。

同法の制定後、南部諸州の黒人の登録率・投票率は上昇した(Davidson and Grofman 1994)。



しかし、1980 年代以降は、ヒスパニック系など黒人以外のマイノリティの登録率の低さが問題になっている。また、有権者登録所を不便な場所に設けたり、登録申請に言いがかりをつけて受理を拒んだりする事例も見られた(Guinier 1994)。そこで、1993 年に連邦政府は有権者登録率の向上を目的として全国選挙人登録法(National Voter Registration Act)¹²を制定した。本法は、通称「モーター・ヴォーター法 (Motor Voter Law)」と称されることもうかがわれるように、自動車運転免許等の申請の際に選

⁹ 棚村 1995 参照。

¹⁰ 同州は、1951 年に登録制度を廃止した。ただし、州法の規定によれば市の選挙に際して市が登録制度を導入することは許されており、Medora 市だけが採用している。

¹¹ U.S. CONST Amend. 15.

¹¹ Voting Rights Act of 1965, 79 STAT. L. 437 (1965). Codified as amended at 42 U.S.C. § 1971, 1973 to 1973bb1 (1988).

¹² National Voter Registration Act of 1993, 107 STAT L. 77, 42 U.S.C. § 1973gg to 1973gg-10 (1993).

挙人登録を同時に行うことができるほか、一部の州を除いて連邦選挙委員会が配布している有権者登録用紙を郵送すれば有権者登録が可能とするものである。また、本法の施行によってこれまで州によって手続が異なっていた有権者登録に一定の統一性が付与された。しかし、共和党に属する州知事の多くは本法が州政府に多大な負担を強いるものであり、財政支出を伴わない命令を改善する法律¹³の趣旨に反するとして執行を渋っており、その真意は民主党支持者の多いマイノリティの投票率向上を阻止することにあるという批判も受けている(Carter 1997)。また、一度行った有権者登録の有効期間は、依然として州により異なる。

3 投票制度と投票率の分析

3.1 先行研究

投票制度を投票率の説明変数として重視する研究としては、ウォルフィンガー・ローゼンストーンがある(Wolfinger and Rosenstone 1980, Rosenstone and Wolfinger 1978)。ウォルフィンガー・ローゼンストーンは、1972年大統領選挙における投票率の低下に着目した。72年大統領選挙の投票率の低下をもたらした要因として、ウォルフィンガー・ローゼンストーンは1965年投票権法の施行に着目した。同法の施行によって多くの黒人が登録可能となったため、南部諸州は黒人の投票を妨害するために登録締切を早くしたり登録時間を短くしたりした。このため黒人・白人貧困層の有権者登録が困難となり、投票率を低下させる原因となったと分析している。

ネグラーはウォルフィンガー・ローゼンストーンの研究を発展させ、登録率に影響を与える要因を分析する(Nagler 1991)。ネグラーは、有権者の学歴の高低は有権者登録制度によって受ける影響の大小を決定するとし、学歴の低い者ほど有権者登録制度に影響を受け、制度が複雑・登録が容易でない場合には学歴の低い者の登録率が低くなるため全体としての有権者登録率が低くなることを検証している。

パウエルは投票率を国際的に比較し、政治参加、政党制など投票率を決定する制度的諸要因中の有権者登録制度の重要性を強調する(Powell 1986)。パウエルは、ヴァーバ・ナイ・キムの政治参加理論を適用するとアメリカの有権者の政治参加度は高いのであるから投票率は高くなるはずであるにもかかわらず、実際の投票率が低い理由として、制度的諸要因の影響があると指摘している。

ブライアンズも過去20年間のアメリカにおける投票率と有権者登録制度・投票制度との関係を分析し、投票率を決定する変数としての有権者登録・投票制度の有意性を検証している(Brians 1997)。

3.2 分析の視座

図1が示すように、アメリカにおいても長期的には投票率は低落を続けている。戦後のアメリカの投票率は、選挙人登録率の上昇にもかかわらず、例外年を除いて選挙を行うたびに低下し続けている。

しかし、有権者登録率・投票率は、州によってばらつきがある。別表1は、1996年総選挙における全米50州およびコロンビア特別区¹⁴の有権者登録率および大統領選の投票率を

¹³ Unfunded Mandates Reform Act of 1995, 109 STAT. L. 70, 2 U.S.C. § 1501 to 1504, 1512 to 1514 (1995).

¹⁴ 連邦直轄地であるコロンビア特別区は連邦議会に代表を送り出していないが、大統領選挙人を3名選

示したものである。登録率が 100%を超える州があるなど登録率については一部の州で統計の不正確さ、不正登録の可能性が看取されるが、投票率は 30%台から 70%超までに分布している。

このような各州の投票率の相違はさまざまな変数によって導出されると考えられるが、投票制度の相違も投票率の相違に影響を与えているのであろうか。また、投票制度も投票率に一定の影響を与えるとすると、特にどの制度が影響を与えるのであろうか。上記の 2 点を考察するため、本稿では 2 つの視座からの分析を行うことにしよう。

まず、投票制度が投票率に影響を与えるかどうかを考察するため、全米各州の州単位の投票率を従属変数とした分析を行う。次に、投票諸制度のうち、選挙人登録制度と登録率の影響を排除してその他の投票制度が投票率に与える影響を考察するために、1 州の中のカウンティ単位の投票率を分析対象とし、投票者／登録済有権者の投票率を従属変数とした分析を行うことにする。

4 投票制度と投票率の分析

4.1 州単位の投票率

州単位の投票率を分析する場合には、全州を 1 単位として選出される公職者の選挙（アット・ラージ）における投票率を比較することが望ましい。というのは、州を複数選挙区に分割して施行する選挙の場合、選挙区やカウンティごとに投票制度が異なることが多いからである。

アメリカの場合、このようなアット・ラージの選挙としては州知事選挙と連邦上院議員選挙が挙げられるが、州知事選挙は中間選挙の年に施行する州と総選挙の年に施行する州とに分かれている。上院議員の任期は 6 年で各州から 2 名選出され、2 年おきに約 3 分の 1 ずつ改選するが（同時に 2 名の上院議員の選挙は行わない）、特定の年に上院議員選挙が集中する傾向がある。直近の選挙で多くの州が上院議員選挙を行ったのは 1994 年選挙で、42 州で上院議員選挙が施行された。そこで、1994 年選挙における各州の上院議員選挙の投票率を従属変数として分析を行うことにした。

次に、投票率に影響を与える独立変数の設定であるが、州単位で施行される選挙の投票率を分析する場合、さまざまな要素から影響を受けると考えられる。本稿では、それらの中から、投票制度の変数を投入し、さらに地域的特性と選挙情勢の変数を選んで投入して統制することによって、投票制度が投票率に与える影響は有意であるかどうかを検証したいと考える。

投票制度の変数としては、各州によって異なる制度を選び、オープン・プライマリ(open primary)、長い投票時間(write-in voting)、書き込み投票(write-in voting)の可否をダミー変数として投入した。

予備選挙はもともと政党内部において党员やその代表者が候補者を決定する制度の一つであった。しかし、その後、強力な 2 大政党制により事実上選挙が共和党と民主党の一騎打ちで争われるという事情にかんがみ予備選挙の実施を義務づける州が増えてきた。予備選挙には大別してクローズドとオープンがあり、クローズド・プライマリの場合には党员以外の有権者は原則として参加できないため、候補者の決定に有権者の意向が反映しにくく、政党主導で候補者が決定されることになる。しかし、オープン・プライマリの場合は党员以外の有権者も参加できるので、有権者が政党の候補者決定過程に参加することが可能になる。このような制度が投票率に与える影響を分析するため、オープン・プライマリ

出できる。

を変数として加える。「長い投票時間」は、アメリカの投票時間は一般に午前6時から午後6時までの12時間であるので、これより投票時間が長いかどうかを変数として投入することにした（カウンティによって投票時間が異なる場合は州の一般的な投票時間で判断する）。書き込み投票とは、記号式投票において投票用紙に記載されている候補者の中に投票したい者が見あたらない場合に、自己が投票したいと思う者の氏名を書き込むことを認める制度である。書き込み投票は開票の妨げになるので、各州はたびたび州法や規則で禁じてきた。その反面、書き込み投票は有権者が真に投票したいと望む候補者に投票することを保障するものであり、合衆国憲法修正1条、修正14条等を淵源とするバロット・アクセス(ballot access)の権利にかかわるために、書き込み投票の禁止をめぐるのはこれまでに多くの憲法訴訟が提起され、禁止・認容と揺れ動いている州が多い。そこで1994年連邦上院議員選挙の時点における書き込み投票の可否を変数として加えることにした¹⁵。

地域的特性の変数としては、州の都市部居住者の割合を投入することにした。というのは、都市部居住者の割合は、各州の都市化と都市部への人口集中を示すにとどまらない変数だからである。アメリカではわが国とは異なり比較的等質な住民が地域社会を構成することが多く、都市部ではマイノリティの割合が高く郊外部では白人住民の割合が高いのが一般的であることから、都市部居住者の割合は州の人種構成をも象徴するのである¹⁶。

選挙情勢の変数としては、選挙がオープン・シートであるか、現職者が共和党であるかどうかをダミー変数として投入した。アメリカでは小選挙区およびアット・ラーズで施行される選挙の場合に圧倒的に現職者が有利に選挙戦を展開するのが一般的である。このため新人候補者が現職者に挑戦しても勝ち目は少ないが、オープン・シートの場合には選挙の様相はかなり変化することになる。また、政党・候補者支持の状況が投票率に影響を与える可能性も考えられる。そこでこのような選挙情勢を象徴する変数として、オープン・シート、現職共和党というダミー変数と投入することにしたわけである。

表2は、1994年総選挙における各州の上院議員選挙の投票率を従属変数とし、上記の独立変数を投入して重回帰分析を行った結果である。

表2 1994年上院議員選挙の重回帰分析結果

長い投票時間	0.097	
オープン・プライマリ	0.542	**
書き込み投票可	0.314	*
都市部居住者の割合	-0.168	
オープン・シート	-0.120	
現職共和党	0.109	
総数	42	
決定係数	0.635	

¹⁵ 合衆国最高裁は書き込み投票禁止の合憲性について明確な判断を下してこなかったが、Burdick v. Takushi, 504 U.S. 428 (1992)において合憲性を認めた。このため、現在では多くの州が書き込み投票を禁じるようになっている。

¹⁶ 変数の選択に先立ち、州の地域的特性を示す諸変数の相関関係を分析したところ、都市部居住者の割合とマイノリティの割合の相関度が高いことが分かった。

(定数)

0.534

**: $0.005 \leq p < 0.05$ *: $0.01 \leq p < 0.05$

この結果をみると、1994年連邦上院議員選挙に際しては、投票制度が投票率に一定の影響を与えていることが示されているといえよう。

まず、長い投票時間が投票率に対して与える影響は統計的には有意な結果を得ることができなかった。アメリカでは投票が伝統的に平日に行われるため、州によっては被用者に投票に向くための休憩時間を与えることを雇用者に義務づける例もある。しかし、勤労者が投票しやすい環境を整備するには、投票時間の延長が望ましい。また勤労者のみならず他の有権者にとっても、外出の前後に投票に立ち寄ることができる点で投票時間を延長することが望まれるといえよう。

オープン・プライマリは投票率に対して正の影響を与えている。強固な2大政党制のもとで選挙が行われるアメリカでは、ほとんどの場合に第3党以下や無所属(*independent*)の候補は事実上の泡沫候補となり、二大政党の候補者の一騎打ちとなる。したがって、有権者にとっては各政党において誰が候補者として決定されるかという点が大きな関心事となるが、クローズド・プライマリの場合には、その過程に党員以外は参加できない。これに対してオープン・プライマリの場合には、党員以外の有権者も政党による候補者決定過程に参加することが可能となる。このことが、有権者の投票に参加する誘因を上昇させ、投票率に影響を与えているようである。

書き込み投票は、有権者が真に投票したいと望む候補者の氏名が投票用紙に記載されていないときにそれを書き込むことを認めるというアメリカ独特の制度である。1992年に合衆国最高裁が下した書き込み投票規制合憲判決¹⁷を受けて現在では多くの州が規制を加えるようになっているが、有権者にとって書き込み投票の意義はきわめて高く、それが分析結果に反映されているといえよう。

るから(Brians 1997)、各州の投票率の相違を説明するにはこれらの要因を独立変数としてさらに投入して分析する必要があるかもしれない。しかし、上記の分析で得られる結果として、投票制度の変数は地域的特性・選挙情勢の変数でコントロールしてもなお有意であることから、投票制度が投票率に一定の影響を与えていることが明らかとなったといえよう。

そこで、分析の対象をもう少し絞って、州レベルでの投票率を従属変数として、さらに投票制度が投票率に与える影響を分析してみよう。

3.2 1996年カリフォルニア州連邦下院議員選挙の分析

前節では州単位の投票率を分析したが、本節では州のカウンティ単位の投票率の分析を試みたい。

アメリカでは有権者登録制度は連邦憲法・連邦法に違背しない範囲で州憲法・州法によって定められるから、同一州内の有権者は原則として同一の登録制度の適用を受けている。したがって、州単位で比較する場合とは異なり、ある州のカウンティ単位で分析する場合

¹⁷ *Supra* note 15.

には、同一の有権者登録制度の下での分析を行うことができることになる。

そこで、本節では 1996 年総選挙におけるカリフォルニア州連邦下院議員選挙に際する同州の各カウンティの投票率を分析の対象として、登録制度以外の投票制度が投票率に影響を与えていないかどうかを分析してみよう。その際、有権者登録率が投票率に与える影響を排除するために、投票数/登録済有権者数でみた投票率を従属変数としよう。

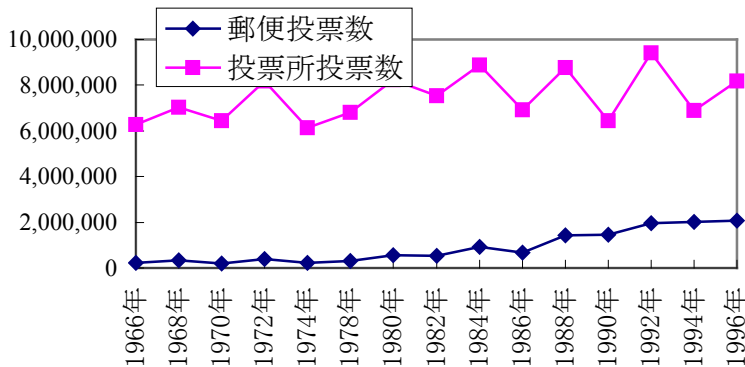
別表 2 は、1996 年総選挙におけるカリフォルニア州各カウンティの投票率である。投票率は、30% 台から 70% 台までに分布している。また各カウンティの地域的特性は大きく異なり、ロサンゼルス市を擁するロサンゼルス・カウンティのような都市化された大規模カウンティもあれば、人口の少ない郊外部のカウンティもある。

分析の手法は、前節の 1994 年連邦上院議員選挙の投票率の分析と同様、各カウンティの投票率を従属変数とし、投票制度の独立変数を投入し、さらに地域特性、選挙情勢の独立変数によってコントロールして、重回帰分析を行う。

投票制度の変数としては、各カウンティに設置された投票所の投票所 1 カ所当たりの面積および 1 投票所当たりの人口、郵便投票¹⁸利用率を投入した。投票所 1 カ所当たりの面積および人口は、投票所の設置状況を示すものである。わが国では投票所は小中学校、公民館等の公共施設に設置されることが多いが、カリフォルニア州の場合は商業施設に設置されることもある。しかし、各カウンティの事情により設置状況は異なるので、それが投票率に影響を与えていないかどうかを分析を試みたものである。郵便投票利用率は、投票総数に占める郵便投票数の割合を示すもので、郵便投票が投票率に影響を与えているかどうかを分析したい。というのは、もともとカリフォルニア州は郵便投票による投票率が高い州であり、近年

では投票総数に占める郵便投票数が 20% をこえるほどだからである。

図 2 カリフォルニア州における投票数・郵便投票数の推移



Source: Office of the Secretary of the State, California 提供

図 2 は同州における投票所投票数と郵便投票数の推移を示すものであるが、投票所投票数は選挙ごとに変動し、総選挙では投票数が多く中間選挙では少なくなるという傾向を示すのに対して、郵便投票数はほぼ一

¹⁸ アメリカの多くの州では、不在者投票(absentee voting)の方法として郵便投票(mail ballot)を採用している。その方式の詳細は州により異なるが、投票日に投票所に向いて投票することができない有権者が事前に不在者投票用紙を請求し、選挙管理機関から郵送で交付を受け、所定の期日までに投函するという手続による場合が多い。また、投票日より前に投票所または指定の場所に有権者が向いて投票する不在者投票として、投票日よりもかなり前(1ヶ月前から等)に投票を行うことができる「早期投票(early voting)」の制度を用意する州もある。

貫して上昇している。しかし、郵便投票の利用率はカウンティによって異なるので、それが投票率に影響を与えているかどうかの分析を試みたわけである。

地域的特性の変数としては、各カウンティにおける有権者中のヒスパニック系を除く白人の割合を選んだ。カリフォルニア州の場合、近年ヒスパニック系住民が急増しつつあり、従来の人種問題に加えて、英語を解さないヒスパニック系白人の増加によるエスニシティ問題がさまざまな局面で発生し、複雑な様相を呈している。また、事前に各カウンティの人口密度等の地域的変数の相関関係を調査したところ、白人有権者の割合と各カウンティの人口密度は負の相関関係にあり、相関度も高いことがわかった。また白人の多いカウンティほど平均年収が多いことも明らかとなっている。そこで、このような地域的変数を象徴するものとして、白人有権者の割合を選んだわけである。

選挙情勢としては、前節の分析と同様、選挙に際して現職議員が共和党であるかどうか¹⁹、オープン・シートであるかどうかをダミー変数として投入した。

表3は、各独立変数を投入して重回帰分析を行った結果を示したものである。

表3 1996年カリフォルニア州連邦下院議員選挙の重回帰分析結果

投票所1カ所当たりの面積	-0.145
投票所1カ所当たりの人口	-0.373 **
郵便投票利用率	0.338 *
白人有権者の割合	0.059
現職共和党	0.116
オープン・シート	-0.009
総数	58
決定係数	0.596
(定数)	0.569

**： $0.005 \leq p < 0.05$ *： $0.01 \leq p < 0.05$

この分析からは、どのようなことが明らかとなるであろうか。

まず、現職議員が共和党であるか、オープン・シートであるかという選挙情勢はさほど有意ではない。特にオープン・シートは、1996年カリフォルニア州総選挙の場合は投票率にさほど影響を与えなかったようである。

投票所当たりの人口については、投票所1カ所当たりの人口が増えるほど投票率は下がることが看取され、投票率に与える影響も有意である。このことから、投票所の設置状況が投票率に大きな影響を与えているといえよう。投票所の設置状況を密にして、有権者が投票所に行きやすい環境を整備することが投票率上昇につながるという点が、この結果から明らかとなっているといえよう。投票所1カ所当たりの面積が投票率に与える影響は人

¹⁹ アメリカでは選挙区間人口の平等が厳格に要請されるため、連邦下院議員選挙の選挙区は行政単位であるカウンティとは必ずしも重なっていない。このため、カウンティが複数選挙区に分割されている場合は、そのカウンティが最も広く編入されている選挙区の現職議員、オープン・シートの状況を変数として投入した。

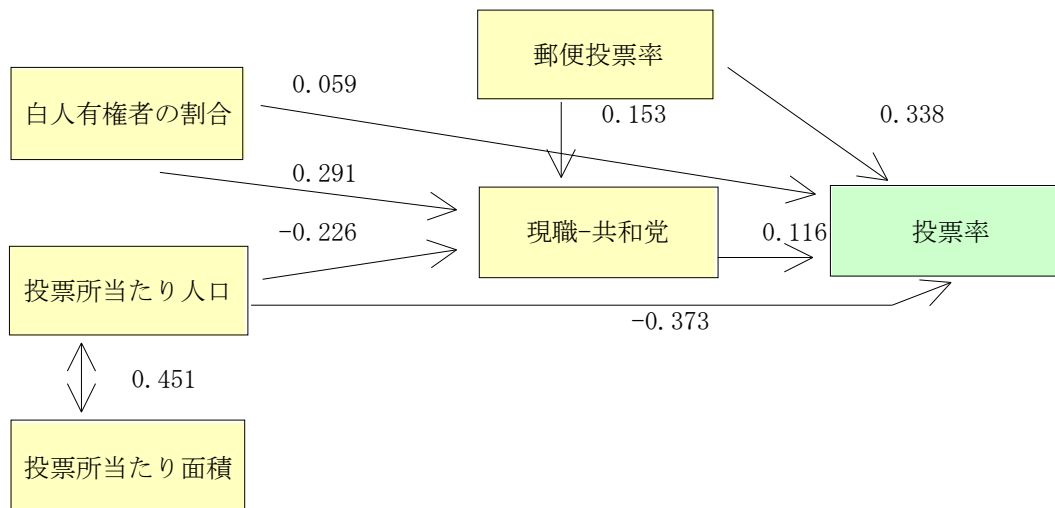
口ほど有意ではないが、この点は公共交通機関が未発達であり自動車に住民の「足」となっているカリフォルニア州の事情を勘案する必要がある。郊外部の有権者は自動車で投票に行くのが常識であり、投票所もあらかじめ駐車場が用意されている施設を使用するのが普通である。しかし都市部では自動車を持たない有権者も多いので、投票率を低下させる一因とはなろう。

さらに郵便投票の利用率が有意であることも注目されよう。前述した通り、カリフォルニア州では郵便投票の利用者は選挙のたびに増加している。郵便投票は、投票所に足を運ぶ必要がないという点で有権者にとっては利用しやすい投票制度であると考えられるが、図2が示すようにカリフォルニア州では郵便投票の利用者は全体の投票率の上下に影響を受けずに一貫して増え続けていることから、この制度を利用する有権者の増加が全体としての投票率を上昇させているようである。

ところで、それぞれの独立変数は、実際には互いに影響を与えあっているものと考えられる。たとえば、白人有権者の多いカウンティは共和党支持者が多く現職-共和党という選挙情勢を生み出しているのではないかといった推測が可能であろう。そこで、投票率を左右する諸変数の中で、投票制度の変数と他の地域特性・選挙情勢の変数とはどのような関係にあるか、各独立変数間の相関関係についてパス解析を行うことにより分析してみよう。

図2は、1996年カリフォルニア州連邦下院議員総選挙の投票率に関して、投票制度、地域特性、選挙情勢をそれぞれ示す変数間の相関関係のパス解析を行い、その結果有意な相関関係の得られたパスについて、パス図に表したものである。

図2 カリフォルニア州における投票率に関するパス図



これを見ると、投票所当たりの人口が投票率に対して負の相関を示しており、投票所の数を増やしてなるべく緊密に設置することが投票率を向上させるということがわかる。また、カウンティの白人有権者（ヒスパニックを含まない）の割合は投票率に対して正の相関を示している。前述したように1980年代以降のアメリカではマイノリティの登録率・投票率が低さが問題になっているが、この正の相関は、カリフォルニア州においてもカウンティ内の白人有権者が多いほど投票率が低く、ヒスパニック系等のマイノリティ系有権者が多いほど投票率が低いということを如実に示している。

さらに白人有権者の割合は現職-共和党、投票率に対して正の相関を示している。周知の

ように、アメリカでは多様な社会的階層の住民が一地域に混在することは少なく、同じ地域の住民は同じような社会的階層に属することが多い。また人口の密集する都市部の住民にはマイノリティの割合が高く、郊外部の住民には白人の割合が高くなるという現象が見られるのが普通である。このことも相俟って、アメリカでは地域ごとに支持政党支持が固定しているのが一般的であるといわれるが、カリフォルニア州の場合は、白人有権者の多い地域は共和党を支持する傾向にあるようである。白人有権者の割合が投票率に対して正の相関を示すことから、このような地域は共和党を支持すると同時に投票率も高いといえよう。

また郵便投票利用率が投票率に影響を与えていることは重回帰分析の結果からも明らかであるが、郵便投票利用率は投票率、現職-共和党に対して正の相関を示している。前述したように白人有権者の割合も投票率、現職-共和党に正の相関を示す。このことから考えると、現職-共和党の地域は白人有権者の割合と郵便投票利用率が高く、投票率も高くなるという傾向が浮かび上がってこよう。

以上の分析から、投票率に影響を与える投票制度は選挙人登録制度のみにとどまるものではなく、それ以外の投票制度も投票率に対して一定の影響を与えることが実証されたといえよう。

おわりに

本稿では、投票制度が投票率に与える影響について、州単位および州内のカウンティ単位で、それぞれ検討・分析を試みた。

その結果、アメリカにおいては選挙人登録制度、投票所の設置状況などの投票制度が投票率に一定の影響を与えていることが確認されたといえよう。

アメリカとわが国との間では多くの点で差異が存在するから、本稿の分析の結果から、わが国においても投票制度が投票率に影響を与えるとただちに結論することはできない。また、アメリカでも一部の州では投票率を上昇させるため全郵便投票(all mail ballot)の導入²⁰など投票環境の整備・向上を試みているが、これらの施策はまだ投票率

²⁰ 1995年現在の全郵便投票制度の導入状況は以下の通りである。

*カリフォルニア州

1977年に初めて執行。州単位の予備選挙または総選挙と同日でなければ採用できる。郡単位の住民投票で全郵便投票が多用されている。

*コロラド州

投票率を向上させるため1993年の州法で採用が決定された。州務長官の監督および州法に従い、いかなる選挙でも全郵便投票を採用することができる。ただし、郡管理官によって執行される学校区選挙、連邦議員予備選挙および総選挙、政党が関与する党派的選挙(partisan election)には採用できない。

*フロリダ州

1989年に初めて執行。主として住民投票(自治体の分割合併、学校区等の設立に係る課税等)に全郵便投票が採用される。候補者の中から選出する選挙(議員、州知事の選挙等)には採用できない。

*カンサス州

1993年に初めて執行。政党が関与する党派的選挙(partisan election)、候補者の中から選出する選挙には全郵便投票は採用できない。

*ミネソタ州

の向上に目立った効果を与えていないようである。

しかし、冒頭にも述べたようにわが国では投票率の低迷が民主主義の危機をもたらしかねない状況にあり、その意味で 1 パーセントでも投票率が上昇することが望まれるところである。したがって、今後はわが国において投票制度が投票率に与える影響に着目してこれに分析を加え、その成果をもとに有権者が投票しやすい制度・環境を整備することによって、投票率の上昇をはかることが要請されよう。

参考文献

- 石川真澄 1984『データ戦後政治史』岩波書店
- 岩崎正洋 1997「選挙と民主化の理論」白鳥 令編『選挙と投票行動の理論』東海大学出版会
- 大沢秀介 1992『アメリカの政治と憲法』芦書房
- 笠置隆範 1998:1「公職選挙法の一部改正（投票環境向上策）について」『選挙』51 卷 1 号
- 笠置隆範 1998:2「公職選挙法施行令等の一部改正（投票環境向上方策）について」『選挙時報』47 卷 3 号
- 金井壮太 1997「明るい選挙推進運動優良団体の活動の概要」『選挙』50 卷 6 号
- 蒲島郁夫 1988『政治参加』東京大学出版会
- 1998『政権交代と有権者の態度変容』木鐸社

1987年に初めて執行。州の予備選および総選挙に際して登録済みの有権者が 400 名以下の自治体で全郵便投票を採用可能。

*ミズーリ州

1988年に初めて執行。政党が関与する党派的選挙(partisan election)、候補者の中から選出する選挙には全郵便投票は採用できない。

*モンタナ州

1985年に初めて執行。予備選挙、総選挙その他州法によって施行が予定されている選挙には採用できず、自治体の特別な選挙に限られる。

*ネブラスカ州

1986年に初めて執行。衛生事業区(sanitary and improvement district)の選挙のみ採用可能。

*ネバダ州

1993年に初めて執行。厳密には全郵便投票制度は存在しないが、実態的には一部の選挙区が全郵便投票を実施している。

*ニュー・メキシコ州

1985年に初めて執行。州単位の選挙には採用できない。郡単位の住民投票では、多くの郡が全郵便投票を採用する。

*ノース・ダコタ州

1990年に初めて執行。州の予備選挙のみ採用可能。

*ワシントン州

採用の歴史は古く、1967年に初めて執行した。一定の要件を満たす郡は全郵便投票を実施することができる。

- 小林良彰 1994『選挙制度』丸善
- 1997:1『日本人の投票行動と政治意識』木鐸社
- 1997:2『現代日本の政治過程』東京大学出版会
- 選挙時報編集部 1995「任意制選挙公営制度及び記号式投票制度に関する調」『選挙時報』44巻10号
- 柚 正夫 1986『日本選挙制度史』九州大学出版会
- 高橋和之 1993「アメリカにおける選挙権の観念」芦部信喜先生古稀祝賀『現代立憲主義の展開 上』有斐閣
- 只野雅人 1995『選挙制度と代表制』勁草書房
- 田中宗孝 1997『政治改革六年の道程』ぎょうせい
- 棚村政行 1995「アメリカにおける身分登録制度」『青山法学論集』37巻1号
- 土居直美 1995「米国の州・地方選挙」『都市問題』86巻3号
- 中小路昌弘 1993「農業委員会委員選挙の実務(1)(2)」『選挙時報』42巻4号・5号
- 西澤由隆 1991「地方選挙における投票率—合理的有権者の投票行動」『都市問題』82巻10号
- 日本選挙学会編 1992『棄権の実証的研究』北樹出版
- 林田和博 1958『選挙法』有斐閣
- 三浦寛二 1997「不在者投票所の拡大について」『選挙時報』46巻11号
- 三宅一郎 1989『投票行動』東京大学出版会
- 1990『政治参加と投票行動』ミネルヴァ書房
- 1995『日本の政治と選挙』東京大学出版会
- 宮野 勝 1989「総選挙における投票率の説明」『社会学評論』40巻2号
- 山田真裕 1992「投票率の要因分析 一九七九—八六年総選挙」『選挙研究』7号
- Bott, Alexander. 1990. *Handbook of United States Election Laws and practices: Political Rights*. New York: Green Wood.
- Brians, Craig Leonard. 1997. "Voter Registration's Consequences for the Mobile: A Comparative Turnout Study." *Political Research Quarterly* 50: 215-227.
- Briffault, Richard. 1992. "Voting Rights, Home Rule, and Metropolitan Governance: The Secession of Staten Island as Case Study in Dilemmas of Local Self-Determination". *Columbia Law Review* 92: 775-850.
- Burnham, Walter. 1987. "The Turnout Problem." In *Election American Style*, ed. A James Reichley. DC: Brookings Institution.
- Carter, Selwyn. 1997. "Perspective: African-American Voting Rights: An Historical Struggle". *Emory Law Journal* 44: 859-868.
- Colantuono, Michael G. 1997. "Note: The Revision of American State Constitutions: Legislative Power, Popular Sovereignty, and Constitutional Change". *California Law Review* 75: 1473-1512.
- Cox, Gary. 1997. *Making Votes Count: A Strategic Coordination in the World's Electoral System*. Cambridge: Cambridge University Press.

- Downs, Anthony. 1957. *An Economic Theory of Democracy*. New York: Harper Collins. 古田精司監訳『民主主義の経済理論』（成文堂、1980年）
- Davidson, Chandler and Bernard Grofman, eds. 1994. *Quiet Revolution in the South: The Impact of the Voting Rights Act 1965-1990*, Princeton, NJ: Princeton University Press.
- The Federal Election Commission. 1992. *Twenty Year Report*. Washington, D.C.: Federal Election Commission.
- Grofman, Bernard, ed. 1993. *Information, Participation, and Choice*. Ann Arbor, MI: Michigan University Press.
- Grofman, Bernard and Arend Lijphart, ed. 1986. *Electoral Laws and their Political Consequences*. New York: Agathon.
- Grofman, Bernard., Lisa Handley and Richard Niemi. 1992. *Minority Representation and the Quest for Voting Equality*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Guinier, Lani. 1994. *The Tyranny of the Majority: Fundamental Fairness in Representative Democracy*. New York: Free Press.
- Jackman, Robert W. 1987. "Political Institutions and Voter Turnout in the Industrial Democracies" . *American Political Science Review* 81: 405-423.
- Key, V. O. 1949. *Southern Politics in State and Nation*. New York: Knopf.
- LeDuc, Lawrence, Richard G. Niemi and Pippa Norris, eds. 1996. *Comparing Democracies: Elections and Voting in Global Perspective*. Thousand Oaks, CA: Sage publications.
- Lowenstein, Daniel Hays. 1995. *Election Law*, Durham, NC: Carolina Academic Press.
- Marks, Thomas C. and John Cooper. 1988. *State Constitutional Law*, St Paul, MIN: West.
- McKnight, David A. 1878. *The Electoral System of the United States*. Philadelphia, MA: Lippincott.
- Nagel, Jack H. and John E. McNulty. 1996. "Partisan Effects of Voter Turnout in Senatorial and Gubernatorial Elections". *American Political Science Review* 90: 780-793.
- Nagler, Jonathan. 1991. "The Effect of Registration Laws and Education on U.S. Voter Turnout". *American Political Science Review* 85: 1393-1405.
- Powell, G. Bingham, 1986. "American Voter Turnout in Comparative Perspective". *American Political Science Review* 80: 17-43.
- Rhine, Staci. 1995. "Registration Reform and Turnout Change in the American States". *American Politics Quarterly* 23: 409-26.
- Rosenstone, Steven J. and Raymond E. Wolfinger. 1978. "The Effect of Registration on Voter Turnout". *American Political Science Review* 72: 22-45.
- Swein, Carol 1995. *Black Faces, Black Interests: The Representation of African Americans in Congress*, enlarged ed. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- U.S. Bureau of the Census. 1997. *Statistical Abstract of the United States: 1996*. DC: U.S. Bureau of the Census.
- Verba, Sidney and Norman H. Nie. 1972. *Participation in America: Political Democracy and Social Equality*, New York: Harper & Row.

Wilson, James Q. and John J. DiIulio Jr. 1995. *American Government*, 6th ed. Lexington, MA: D.C. Heath and Co.

Wolfinger, Raymond and Steven Rosenstone. 1980. *Who Votes?* New Haven, MA: Yale University Press.

※本稿執筆に際して、連邦選挙管理委員会(Federal Election Commission)および各州の選挙管理執行機関から資料のご提供を受けた。記して感謝したい。